

(目的)

第1条 この条例は、中野市における交通安全の推進に関する施策の基本を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚や交通安全を確保するため、啓発活動及び道路環境整備等の総合的な交通安全施策の実施に努めるものとする。

2 前項の施策の実施に当たっては、国、県その他必要な関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、日常生活を通じて自主的に交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全施策に協力しなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

第4条 市長は、交通安全を確保するため、交通安全施設を整備するなどして、良好な道路交通環境を確保するように努めるものとする。

2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係行政機関に対し必要な措置をとるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第5条 市長は、市民の交通安全知識の向上を図るため、年齢、地域等の実情に応じた交通安全教育活動を実施するものとする。

(交通安全推進協議会の設置)

第6条 市長は、交通安全施策に関する総合的な基本方針を協議し、施策を効果的に推進するため、中野市交通安全推進協議会を設置するものとする。

(交通指導員の設置)

第7条 市長は、交通安全施策を推進し、交通事故防止を図るため、中野市交通指導員を置くものとする。

(団体への助成等)

第8条 市長は、地域において交通安全の施策等を促進する団体に対し、助成等の支援を行うことができる。

(情報の提供及び広報の実施)

第9条 市長は、交通安全に関する情報を提供するとともに、広報啓発活動を積極的に行うものとする。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第10条 市長は、交通死亡事故等が発生した場合は、関係機関等と連携して現地調査を実施し、総合的な事故防止対策を検討するものとする。

2 市長は、前項の検討結果により必要があると認めるときは、「交通死亡事故多発非常事態宣言」の発令等市民ぐるみによる交通死亡事故防止対策を展開するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。